

行政組織の新設改廃状況報告書

平成25年8月2日から

同年10月14日まで

平成25年10月

第185回国会（臨時会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、平成25年8月2日から同年10月14日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

I 内閣府設置法に基づくもの

1 内閣府本府

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）の一部の施行に伴い、政策統括官の職務に被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第75条第1項に規定するものをいう。）の救援に関する事務を追加した。

（平成25年10月1日）

（災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第285号））

2 公正取引委員会

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）の施行に伴い、同法がその効力を有する間、経済取引局及び同局取引部の事務の特例として、同法の施行に関する事務を追加した。

（平成25年10月1日）

（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令（平成25年政令第269号））

II 国家行政組織法に基づくもの

1 厚生労働省

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、社会・援護局の事務のうち、厚生労働省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事務並びに被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第75条第1項に規定するものをいう。）の救援に関する事務（医政局及び医薬食品局の所掌に属するものを除く。）を削除した。

（平成25年10月1日）

（災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令）

2 国土交通省

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成25年法律第23号）の一部の施行に伴い、及び国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、気象庁函館海洋气象台、舞鶴海洋气象台、神戸海洋气象台及び長崎海洋气象台を廃止した。

（平成25年10月1日）

（国土交通省組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第281号））

3 環境省

環境省の所掌事務の的確な遂行を図るため、平成29年3月31日までの臨時の職として、放射性物質汚染対処技術統括官1人を設置した。

（平成25年9月4日）

（環境省組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第254号））